

○丹波篠山市立西紀運動公園条例施行規則

平成18年9月29日
教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立西紀運動公園条例(平成18年篠山市条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条 条例第4条の規定による指定管理者は、丹波篠山市立西紀運動公園(以下「運動公園」という。)条例第3条各号及び次に掲げる業務を行う。

- (1) 運動公園の使用の許可、使用許可の取消し及び利用料金の収受に関すること。
- (2) 運動公園の施設及び附属設備等の保守点検、維持管理及び修繕に関すること。
- (3) 水泳技術の習得に伴うスイミングスクール事業に関すること。
- (4) 高齢者介護予防のための健康増進事業に関すること。
- (5) 運動公園の整理整頓その他環境整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者の行為)

第3条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会に届け出て、運動公園の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(休館日)

第4条 運動公園の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の同法に規定する休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年1月4日までの日

(開館時間)

第5条 運動公園の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

区分	開館時間	備考
温水プール	10時から21時まで	休日は18時まで
多目的ルーム	10時から21時まで	休日は18時まで
芝グラウンド	9時から17時まで	4月1日から9月30日までの期間は18時までとする。

(使用の許可)

第6条 条例第5条の規定により使用の許可を受けようとするものは、西紀運動公園使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付は、市内利用者が利用しようとする場合は、利用しようとする日の属する月の7月前の初日から行うものとし、市外利用者の場合は、利用しようとする日の属する月の6月前の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、西紀運動公園使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可事項の変更)

第7条 運動公園の使用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更をしようとするときは、速やかに前条の使用許可書を添えて指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、条例第8条の規定により使用の許可を取消し、又は利用を停止させる場合は、その理由を付して利用者に通知しなければならない。

(利用料金)

第9条 利用者は、条例第5条の使用の許可を受けたときは、速やかに利用料金を納付しなければならない。ただし、一般利用については、利用券の購入に代えることができるものとする。

(利用料金の減免等)

第10条 条例第9条第4項又は第10条の規定により、利用料金を減免又は還付(以下この条において「減免等」という。)することができる場合及びその額は、丹波篠山市公の施設利用料金条例施行規則(平成14年篠山市規則第25号)第4条又は第9条の規定を準用する。

2 前項の規定により利用料金の減免等を受けようとするものは、西紀運動公園利用料金減免・還付申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(損傷及び滅失の届出)

第11条 利用者が運動公園又はその附属設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

(篠山市体育施設条例施行規則の一部改正)

3 篠山市体育施設条例施行規則(平成11年篠山市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年10月17日教委規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月16日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

様式第1号(第6条関係)

西紀運動公園使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

氏名(団体名)
(代表者名)
住 所
TEL()

下記のとおり西紀運動公園条例施行規則第6条により許可を受けたく申請します。

使用の目的	利 用 料 金
年 月 日 時から 時まで	円
年 月 日 時から 時まで	円
年 月 日 時から 時まで	円
年 月 日 時から 時まで	円
年 月 日 時から 時まで	円
使用人員	人
施設名称 <input type="checkbox"/> 温水プール(コース) <input type="checkbox"/> 多目的ルーム <input type="checkbox"/> 芝グラウンド	
附属設備	円
備 考	

許可の内容	す る ・ し な い	施設利用料金
許可年月日	年 月 日	合 計 金 額
施 設 長	管理責任者 係 取扱者	額 取 印

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号(第6条関係)

西紀運動公園使用許可書

年 月 日

氏名(団体名)
(代表者名)
住所
TEL()

丹波篠山市立西紀運動公園指定管理者

下記のとおり西紀運動公園条例施行規則第6条により許可します。

使用の目的		利用料金
使用の日時	年 月 日 時から 時まで	円
	年 月 日 時から 時まで	円
	年 月 日 時から 時まで	円
	年 月 日 時から 時まで	円
	年 月 日 時から 時まで	円
使用人員		人
施設名称	<input type="checkbox"/> 温水プール(コース) <input type="checkbox"/> 多目的ルーム <input type="checkbox"/> 芝グラウンド	
附属設備		円
備考		

許可の内容	する・しない	施設利用料金	
許可年月日	年 月 日	合計金額	
施設長	管理責任者 係 取扱者	領収印	

- ※1 使用前にこの許可書を提示し、係員の指示を受けて下さい。
 2 この施設許可は他人に譲渡又は転貸できません。
 3 準備及び片付けは時間内に行ってください。
 4 使用が終われば事務室に届け出て、係員の点検を受けて下さい。

[様式第3号\(第10条関係\)](#)

様式第3号(第10条関係)

西紀運動公園利用料金減免・還付申請書

指定管理者 様

年 月 日

氏名(団体名)
(代表者名)
住所
TEL()

下記のとおり西紀運動公園条例施行規則第10条により許可を受けたく申請します。

申請の理由	減免・還付	
使用の日時	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
対象	<input type="checkbox"/> 温水プール (コース) <input type="checkbox"/> 多目的ルーム <input type="checkbox"/> 芝グラウンド <input type="checkbox"/> その他()	
備考		

許可の内容	する・しない	施設利用料金	円
許可年月日	年 月 日	減免還付額	円
施設長	管理責任者	係	取扱者
			指定管理者印